

IAML 日本支部フレンズ制度について（要項）

（趣旨）

IAML 日本支部（以下「支部」という）フレンズ制度についてはこの要項による。

（定義）

支部フレンズ制度は、支部の目的に賛同する支部会員以外の個人が、支援金等により支部を支援する制度である。

（フレンズ）

支援を行う支部会員以外の個人をフレンズと称する。

（申し込み）

フレンズを希望する個人は、原則として支部ウェブサイトからオンライン申請を行い、支援金を指定した銀行口座に振り込むものとする。

（支援金）

支援金は、3,000 円とする。納入された寄附金の返戻は行わない。

（IAML 日本支部フレンズの証）

フレンズには「IAML 日本支部フレンズの証（様式 1）」を発行する。「IAML 日本支部フレンズの証」の有効期限は翌年の 3 月 31 日とする。

（フレンズの特典）

フレンズは総会を除く支部の行事に参加し、最新の支部オンラインニューズレターを閲覧することができる。また、フレンズは同意を得られた団体会員の訪問利用ができる。

（附則）

この要項は 2022 年 6 月 11 日から施行する。